

## 6月定例会議 振り返り事項

総務経済常任委員会

### 1 自らが所属する常任委員会で追跡調査すべきと考える政策・事務事業等

#### (1) 一般質問から

- ① ・新型コロナウイルス感染症に係る経済支援について  
未だ収束せず、先が見通せない中、国の第2次補正予算（地方創生臨時交付金）との関係で、引き続き支援策を調査していくことが必要と考えます。
- ② 第5期総合計画の中で、新嵐山スカイパークの活性化計画は、芽室町の個性を体感でき、町民にとっても誇れることのできる魅力ある場づくりを目指す所あり、このことは、これからの芽室町の観光振興事業のターニングポイントになると考える。この活性化計画は、芽室町の全体的な観光資源と、財政計画のバランスを考えながら、各条例に従って進めなければならない。町民が、新嵐山を魅力ある誇れる場所にするには、町民の憩いを最優先に考え、町民への丁寧な説明が求められる。以上のことから、追跡調査すべきと考えます。
- ③ 行政財産の使用許可をした運動広場東側は、運動広場としての用途を規定した条例が存在している。それを無視して土地使用を許可したことは大きな問題だ。この問題に対して具体的な解決策について早急に委員会調査すべきである。また新嵐山にかかわるいくつかの条例と実態について適切に運用されているのか、確認をすべき。
- ④ コロナウイルス感染症拡大の影響によって新嵐山活用計画は変更を余儀なくされている。個別事業の計画、財源の考え方、とくに令和3年度予算に盛り込む事業について実行計画から調査をすべき。
- ⑤ 指定管理者の行うディキャンプイベントは現在のパークゴルフコースを廃止して行われる。平成28年度の災害で流されてしまったコースを町費で復興させ、今のコースがある。町民の健康増進策としてコースを整備し維持管理しているが、今後町のパークゴルフ場の考え方を確認すべき。あわせてディキャンプの詳細についても把握しておく必要があると考える。
- ⑥ 指定管理者の公募が遅れている。7月募集開始となっているが、今後はその状況と公募がなかった場合の対応について町の考え方を確認する。
- ⑦ 新嵐山活用計画をめぐる問題は全議員で協議をする場の必要性を感じる。「町民の財産」としてどのように管理運営していくことが望ましいのか、議会としても見解を示すべきではないのか。1月に活用計画が示され、その後ワイナリー建設だけが突如としてはじまっている。未解決な問題や今後の整備計画、それに伴う予算措置、指定管理者の選定などは所管委員会として適宜調査を進める、その後課題を整理し、全議員で課題を協議し、そこで出た意見等を所管委員会調査に反映させていく、というような所管委員会が中心になりながら議会としての見解を明らかにする体制構築が必要ではないだろうか。

#### (2) 質疑（討論）等から

なし

### 2 他の常任委員会に追跡調査を依頼したい政策・事務事業等

(1) 一般質問から なし
(2) 質疑（討論）等から なし
3 議会運営全般に関する検討（定例会議を通じて、改善に向けて取り上げるべきもの） なし
4 その他（定例会議を通じて、改善に向けて取り上げるべきもの、審議方法などで分からなかった点など）
<p>「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情について</p> <p>陳情は付託された所管委員会では「不採択とすべきの」と決定したが、本会議では委員会報告がくつがえる結果となった。これにより議案第15号会議案第1号「選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書提出」は議案を取り下げることとなったが、賛成した議員による意見書はその後議長に提出されず、当日議案とならなかった。意見書をいつ議案にするのか、それは規定されるものではないが、結果がどうなるのかわからない場合には意見書を議案としてすぐに提出できるよう準備しておくべきであった。もしくは本会議の休憩を求め、その間に賛成した議員で意見書を作成し議長へ提出、当日議案するという方策もあった。陳情に賛成した議員は国へ意見書を提出するという手順がすっかり抜け落ちていたと言わざるを得ない。</p> <p>議案の賛否には責任が伴うことを改めて認識するとともに意見書の提出について以下の条文を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● -地方自治法第112条（議員の議案提出権） 地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。</li> <li>2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者が賛成しなければならない。</li> <li>3 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。</li> <li>● -議会会議条例 第16条（議案の提出） 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、提案者のほか1人以上の者の賛成がなければならない。</li> <li>2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</li> <li>3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</li> </ul>